

平成28年7月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(行コ)第3号 使用料免除措置取消等請求控訴事件(原審・那覇地方  
裁判所平成27年(行ウ)第4号)

口頭弁論終結日 平成28年5月31日

判 決

那覇市

控訴人(原告)	板	谷	清	隆
同訴訟代理人弁護士	徳	永	信	一
同	照	屋	一	人

那覇市泉崎1丁目1番1号

被控訴人(被告)	那	覇	市
同代表者市長	城	間	幹

那覇市泉崎1丁目1番1号

被控訴人(被告)	那	覇	市	長
	城	間	幹	子
被控訴人ら訴訟代理人弁護士	大	城		浩
同	上	原	義	信
同	篠	原	弘	一 郎
同	仲	里		豪
同	宮	尾	尚	子

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。

- 2 被控訴人那覇市長城間幹子が一般社団法人那覇市身体障害者福祉協会に対して平成26年10月28日付けでした那覇市障がい者福祉センターについての使用料の免除処分を取り消す。
- 3 被控訴人那覇市長城間幹子が一般社団法人那覇市身体障害者福祉協会から那覇市障がい者福祉センターについての使用料（平成25年12月17日から平成26年12月17日までの分）を徴収しないことは違法であることを確認する。
- 4 被控訴人那覇市長城間幹子は、翁長雄志に対し、96万円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成27年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

## 第2 事案の概要（略称は原判決のものを用いる。）

- 1 本件は、那覇市の住民である控訴人が、①被控訴人那覇市に対し、被控訴人那覇市長が一般社団法人那覇市身体障害者福祉協会（那覇身協）に対して平成26年10月28日付けでした那覇市障がい者福祉センター（本件センター）の使用料の免除処分が違法であるとして、その取消しを、被控訴人那覇市長に対し、②被控訴人那覇市長が那覇身協から本件センターの平成25年12月17日から平成26年12月17日までの1年間の使用料を徴収しないことが違法であることの確認及び③当時の那覇市長であった翁長に対して不法行為に基づき上記1年間の使用料に相当する損害金96万円及びこれに対する履行期の後の日である平成27年3月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することを地方自治法242条の2第1項2号ないし4号に基づき求める住民訴訟である。

原審は、被控訴人らの本案前の抗弁を排斥したが、①の請求については、使用料の免除処分は適法である、②の請求については、使用料を徴収しないことが違法であるとはいえない、よって③の請求についても翁長に不法行為が成立する余地はないとして、いずれも棄却したので、控訴人が控訴した。

2 関係法令の定め、前提事実及び当事者の主張は、次のとおり訂正及び付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の1ないし3のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

ア 原判決2頁25行目及び同3頁1行目の「法」をいずれも「障害者支援法」と改める。

イ 原判決4頁1行目末尾に改行して、「ウ 第3条  
「行政財産の使用料の年額は、次に定める基準に従い市長が定める。(以下略)」」を加え、同2行目の「ウ」を「エ」と改める。

ウ 原判決6頁7行目の冒頭に「被控訴人那覇市が那覇身協と賃貸借契約を締結することや、」を加える。

エ 原判決9頁5行目の「7条2項」の次に「、本件使用料条例2条1項」を加え、同25行目冒頭から同26行目末尾までを「そして、翁長は、上記のとおり違法に使用料を徴収しなかったことにつき、少なくとも過失があるから使用料相当損害金96万円の不法行為による損害賠償責任を負う。」と改める。

オ 原判決10頁26行目の「何ら」を「具体的な」と改める。

(2) 当審における控訴人の主張

被控訴人那覇市が那覇身協に対して、使用料の免除処分を行わず、事実上使用料の免除措置を行っていた期間は10年以上に及んでいる。本件使用料条例に従って免除措置を行わなくとも、その事業に公益目的があれば違法にならないとの行政判断が行えるのであれば、行政判断に民主的コントロールが及ばず、費用負担の不公平性や不透明性を生じさせ、地方財政法、地方自治法の規定の趣旨を没却させることになるから、免除決定を行っていない以上、使用料を徴収しないことは違法である。

第3 当裁判所の判断

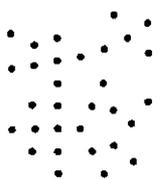
- 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加及び訂正するほか、原判決の「事実及び理由」第3のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決の補正

ア 原判決12頁12行目の「本件建物という」から同17行目末尾までを「本件建物という行政財産の管理のうち、財産的価値に着目した財務上の管理、すなわち、使用許可とともに使用料を定めて、それを徴収すべきであるのに、前者を怠ったり、使用料の免除をしたことを財務会計上の怠る事実として主張する趣旨であると解される。被控訴人らは、那覇身協による本件建物の使用自体が財務会計上の行為であることを前提として主張するが、前提を欠いていて失当である。」と改める。

イ 原判決13頁9行目の「そこで」の次に、「まず、那覇身協の活動について見ると、身体障がい者福祉の基本的理念の実現のために、身体障がい者の社会参加、自立生活の促進及び社会生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に、障害者支援法が規定する障害者の地域生活支援事業等の事業を行う本件センターの指定管理者としての活動を現に行っている。次に」を、同13行目の「委託事業」の次に「，」をそれぞれ加える。

ウ 原判決15頁5行目の「しかしながら，」の次に「そもそも、普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する包括的な権能を有していると解される（地方自治法2条2項参照）から、普通地方公共団体の権能に属する事務をどのような方法によって処理するかについて、法令の定め反しない範囲で、当該普通地方公共団体の合理的な裁量に委ねられているということができ、普通地方公共団体がその権能に属する事務の管理を私人に委託する方法によって処理することも許され、普



普通地方公共団体は、その委託事務の実施場所として当該普通地方公共団体の行政財産を指定し、私人に当該行政財産を無償で使用させることもできるのであって、普通地方公共団体がその権能に属する事務の一部をそのような方法によって処理したことが違法となるのは、それが普通地方公共団体に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られると解するのが相当である。本件使用料条例の使用料の減免の規定もその理を明確にしたものにすぎない。そして、」と加え、同14行目の「それは」から同16行目の末尾までを「それは、単に、本件使用料条例所定の使用料免除の処分等の手続がされていなかった軽微な手続的違法があったというにすぎず、他方、同処分を行うことが普通地方公共団体に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められず、違法とは認められない以上、被控訴人那覇市長が那覇身協に対し使用料を請求しないことが、違法ということはできない。」と改める。

(2) 当審における控訴人の主張について

普通地方公共団体がその権能に属する事務の一部を私人に委託し、委託事務の実施場所として当該普通地方公共団体の行政財産を指定し、私人に当該行政財産を無償で使用させるような方法によって処理したことが違法となるのは、それが普通地方公共団体に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合に限られると解すべきであるのは上記のとおりであり、被控訴人那覇市長が、使用許可及び使用料免除の処分を行うことなく、使用料を徴収しないでいた期間が10年以上に及んでいたとしても、上記結論を左右する事情とはならない。

2 よって、原判決は正当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判長裁判官

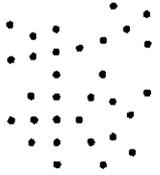
多 見 谷 寿 郎

裁判官

蛭 川 明 彦

裁判官

多 田 裕 一



これは正本である。

平成28年7月19日

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判所書記官 榎本春樹

